

〈 資 料 〉

大 府 市 環 境 基 本 条 例

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

3 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市の健康で快適な環境が、現在の世代の市民のみならず、将来の世代の市民に継承されるべきものとして、行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない人と自然とが共生できる社会を構築することを目的として、すべての日常生活及び事業活動において行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であることにかんがみ、市民、事業者及び市がそれぞれ自らの課題であることを認識して、積極的に推進されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、環境の保全及び創造について関心を持つとともに、環境の保全及び創造について理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに自然環境及び良好な生活環境の保全及び創造に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境の適正な保全及び創造に努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、自然環境及び良好な生活環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(主体間の協働)

第7条 市民、事業者及び市は、それぞれの役割を果たすとともに、対等な立場で協働して環境の保全及び創造に関する施策の推進に努めるものとする。

(大府市環境基本計画)

- 第8条** 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、大府市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方針
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要事項
 - 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ大府市環境審議会の意見を聴かななければならない。
 - 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(公害防止に関する施策)

- 第9条** 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のために、公害の防止に関し、必要な施策を講ずるものとする。

(開発行為等に関する施策)

- 第10条** 市は、不良な生活環境の出現を未然に防止し、及び環境の良好な住宅地の開発を促進するために、必要な施策を講ずるものとする。
- 2 市は、土地の区画又は形質を変更する開発行為等により、自然及び良好な生活環境又は歴史的及び文化的な遺産の保存が阻害されることのないように、必要な施策を講ずるものとする。

(自然環境に関する施策)

- 第11条** 市は、緑(樹林、樹木、農地、草花等をいう。以下この項において同じ。)が有する環境の保全及び創造における機能を重視し、人と自然との豊かなふれあいを確保するために、緑の保護育成及び緑化推進に関し、必要な施策を講ずるものとする。
- 2 市は、河川、ため池等の水環境を保全し、及び創造するために、必要な施策を講ずるものとする。
 - 3 市は、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるように、必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境に関する施策)

- 第12条** 市は、市民の快適な生活を確保するために、環境の美化及び清潔な生活環境の保全に関し、必要な施策を講ずるものとする。

(廃棄物の減量等に関する施策)

- 第13条** 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、必要な施策を講ずるものとする。

(資源及びエネルギーに関する施策)

- 第14条** 市は、環境への負荷の低減を図るために、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効活用に関し、必要な施策を講ずるものとする。

(地球温暖化の防止等に関する施策)

- 第15条** 市は、地域の環境への負荷の積重ねが、地球全体の環境に影響を及ぼす問題の要因とななることを踏まえ、地球温暖化の防止等に関し、必要な施策を講ずるものとする。

(環境学習の推進)

第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、環境の保全及び創造に関する学習の推進について、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の提供等)

第17条 市は、市民及び事業者が行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するとともに、環境の保全及び創造に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるために、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第18条 市は、市民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(国、他の地方公共団体等との協力)

第19条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国、他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

(大府市環境審議会)

第20条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、この条例の目的達成に必要な事項を審議するため、大府市環境審議会を設置する。
2 前項に定めるもののほか、大府市環境審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(大府市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正)

2 大府市緑の保全及び緑化の推進に関する条例(昭和48年大府市条例第36号)の一部を次のように改正する。
第1条中「大府市環境基本条例(昭和48年大府市条例第7号)第8条」を「大府市環境基本条例(平成21年大府市条例第1号)第11条第1項」に改める。

(大府市あき地の環境保全に関する条例の一部改正)

3 大府市あき地の環境保全に関する条例(昭和48年大府市条例第37号)の一部を次のように改正する。
第1条中「大府市環境基本条例(昭和48年大府市条例第7号)第9条」を「大府市環境基本条例(平成21年大府市条例第1号)第12条」に、「はかり、あわせて」を「図り、併せて」に改める。

環境基準・規制基準

1. 大気汚染に係る環境基準及び規制基準

① 環境基準

物質名	環境基準 ()内告示日	評価方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。 (昭48.5.16)	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高いほうから2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。 ただし、1日平均値が0.04ppmを越えた日が2日以上連続しないこと。 (昭48.6.12 環大企第143号)
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 (昭48.5.8)	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高いほうから2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10mg/m ³ 以下であること。 ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を越えた日が2日以上連続しないこと。 (昭48.6.12 環大企第143号)
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 (昭53.7.11)	年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低いほうから98%に相当するものが0.06ppm以下の場合には環境基準達成されているものとする。 (昭53.7.17 環大企第262号)
光化学 オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。 (昭48.5.8)	年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。 ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。 (昭48.6.12 環大企第143号)
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。 (平11.12.27) (基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ- パラ-ジオキシンの毒素に換算した値とする。)	—
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。 (平21.9.9)	1年平均値及び1日平均値のうち98%値で評価する。 (平21.9.9 環水大総第0909090001号)
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (昭48.5.8)	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高いほうから2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。 ただし、1日平均値が10ppmを越えた日が2日以上連続しないこと。 (昭48.6.12 環大企第143号)

- (注) 1. 1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を越える場合には評価対象としないものとする。
2. 長期的評価において、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
3. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

② 大気関係の規制基準

項 目	大 気 汚 染 防 止 法	県民の生活環境の保全等に関する条例
使用燃料の硫黄含有率の許容限度	0.8%以下 ※1	
硫黄酸化物排出に係るK値	3.5(1.75) ※2	3.5(1.75)
ばい煙発生施設のばいじん量	0.05～0.5g/Nm ³ (0.05～0.4)※3	0.1～0.8g/Nm ³
カドミウム及びその化合物	1.0	施設により0.4又は1.0
塩 素	30	30
塩 化 水 素	施設により80又は700	80
ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	1.0～20	1.0～20
鉛 及 び そ の 化 合 物	10～30	4.0～30
窒 素 酸 化 物	60～800	
硫 化 水 素		75
二 硫 化 炭 素		1,350
シアン及びその化合物		6.0
ホルムアルデヒド		7.0～30
ベンゼン		30～160
トルエン		380
キシレン		650
ノルマルヘキサン		350
シクロヘキサン		520
テトラクロロエチレン		300～680
トリクロロエチレン		300～540
メチルアルコール		260
酢酸エチルエステル		1,440
酢酸ブチルエステル		950
メチルエチルケトン		590
ジクロロメタン		200
アクリロニトリル		90
酸化エチレン		90
備 考		県民の生活環境の保全等に関する 条例施行規則付表第3・付表第4

(注) 硫黄含有率、K値、ばいじん量を除く項目の単位はすべてmg/m³で表示

(注) 規制値に範囲のあるものは施設により異なる。

※1 令別表第三の二第七号に掲げる区域

※2 ()内は、特別排出基準

※3 ()内は、法第4条2項に基づく上乘せ

2. 水質汚濁に係る環境基準及び規制基準

① 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	当該水域	備考
カドミウム	0.003mg/L以下	全 公 共 用 水 域	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準については最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>
全シアン	検出されないこと		
鉛	0.01mg/L以下		
六価クロム	0.05mg/L以下		
ヒ素	0.01mg/L以下		
総水銀	0.0005mg/L以下		
アルキル水銀	検出されないこと		
PCB	検出されないこと		
ジクロロメタン	0.02mg/L以下		
四塩化炭素	0.002mg/L以下		
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下		
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下		
チウラム	0.006mg/L以下		
シマジン	0.003mg/L以下		
チオベンカルブ	0.02mg/L以下		
ベンゼン	0.01mg/L以下		
セレン	0.01mg/L以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下		
ふっ素	0.8mg/L以下		
ほう素	1mg/L以下		
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		

② 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川

ア 河川(湖沼を除く)

類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU /100mL 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25 mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU /100mL 以下	境川流域
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50 mg/L 以下	5mg/L 以上		
D	工業用水2級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100 mg/L 以下	2mg/L 以上		
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認められ ないこと	2mg/L 以上		

(注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2. 水道 1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級: 前処理を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級: 特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ 湖 沼

(天然湖及び貯水量1000万 m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

(ア)

類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU /100mL 以下
A	水道2・3級 水産2級 水浴及びB以 下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU /100mL 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及び Cの欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15 mg/L 以下	5mg/L 以上	
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L 以上	

(注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2. 水 道 1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2,3 級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水 産 1級: ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級: サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

〃 3級: コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4. 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級: 薬品注入による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環 境 保 全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1級水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2級及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3級 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

- (注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
2. 水道 1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 〃 2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
3. 水産 1級: サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種の及び水産3種の水産生物用
 〃 2級: ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 〃 3級: コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(2)海 域

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽 出 物 質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保 全及びB以 下の欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下	検出されない こと
B	水産2級 工業用水及 びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上		検出されない こと
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上		

(注)1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2. 水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

〃 2級:ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環 境 保 全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

③ 工業排水規制基準(衣浦湾、境川等水域に係る上乘せ排水基準)

工場 又は 事業所	業種	項目及び許容限度(単位1Lにつきmg)							
		生物化学 的酸素 要求量 (BOD)	化学的 酸素 要求量 (COD)	浮遊 物質 量 (SS)	ホルマリン		フェノ ール	銅	
					鉍油	動植物油			
下 区 水 域 内 処 理	全業種	25 (20)	25 (20)	70 (50)	5	10	1	1	
	畜産 農業 又は サービス 業	1日当りの平均的な 排水の量が50m ³ 以上のもの	130 (110)		160 (120)				
既 設 の 工 場 又 は 事 業 場	畜産 農業 又は サービス 業	1日当りの平均的な 排水の量が20m ³ 以上 50m ³ 未満のもの	160 (120)		200 (150)				
		味噌、醤油又は 水あめの製造業	120 (100)	120 (100)	90 (70)		10		
	食 品 製 造 業	パン若しくは菓子の 製造業又は製めん業		80 (60)		80 (60)		10	
				30 (20)		30 (20)		10	
	飲 料 製 造 業	清酒製造業	120 (100)		90 (70)				
		蒸り酒製造業	160 (120)	160 (120)	70 (50)		10		
		その他	60 (50)	60 (50)	70 (50)		10		
	製 造 業	動植物油脂製造業	40 (30)		80 (60)		20		
		でん粉又は化工でん粉の 製造業	80 (60)	80 (60)	90 (70)		5		
		冷凍調理食品製造業	50 (40)		70 (50)		10		
		その他	60 (50)	60 (50)	70 (50)		10		
	紡 績 業	洗毛施設を有するもの	120 (100)		180 (150)				
		その他	100 (80)	100 (80)	100 (80)		10		
		染色整理業	50 (40)	50 (40)	50 (40)		10		
		一般製材業、木材チップ製造業、 合板製造業又はパーティクル ボード製造業	70 (50)	70 (50)	90 (70)			1	
		新聞業、出版業、印刷業 又は製版業	25 (20)		30 (20)				1
	工 業 化 学	発酵工業		90 (70)	70 (50)		5		
		その他	60 (50)	60 (50)	40 (30)	3		1	
	製 薬 業 又 は 土 石 製 品 製 造 業	電気用陶磁器製造業	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2			
		その他	25 (20)	25 (20)	150 (120)	2			
	鉄鋼業	25 (20)	25 (20)	40 (30)	2		1	1	
	非鉄金属製造業、金属製品 製造業又は機械器具製造業 (武器製造業を含む。)	25 (20)	25 (20)	30 (20)				1	
	水道施設、工業用水道施設 又は自家用工業用水道の施 設を有するもの	25 (20)		30 (20)					

工場 又は 事業所	業 種	(項目及び許容限度(単位1Lにつきmg))							
		生物化学的 酸素 要求量 (BOD)	化学的 酸素 要求量 (COD)	浮遊 物質 量 (SS)	ホルマリン		フェノ ール	銅	
					鉍油	動植物油			
既設 の 工場 又は 事業場	酸若しくはアルカリによる 表面処理施設を有するもの 又は電気メッキ施設を有するもの	25 (20)	25 (20)	30 (20)				1	
	旅館業	90 (70)	90 (70)	90 (70)					
	病院	40 (30)		90 (70)					
	と畜業又は死亡獣畜取扱業	80 (60)		80 (60)					
	地方卸売市場	50 (40)		70 (50)		10			
	自動車分解整備事業場の用 に供する洗浄施設(自動式車 両洗浄装置を除く)を有するもの	50 (40)		70 (50)					
	自動式車両洗浄施設を有するもの	30 (20)	25 (20)	70 (50)					
	科学技術に関する研究、試験、 検査又は専門教育を行うもの	40 (30)		90 (70)					
	一般廃棄物処理施設である 焼却施設を有するもの	40 (30)		50 (40)					
	産業廃棄物処理施設を有するもの	25 (20)		30 (20)	3		1	1	
	し尿処理施設を有するもの	(30)	(30)	(70)					
下水道終末処理施設を有するもの	25 (20)		90 (70)						
新設 の 工場 又は 事業場	処理 区内 下水道	全業種	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	1	1
	その 他の 地域 に 所在 する もの	全業種〔畜産農業及びサービス業(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る)旅館業、し尿処理施設を有するもの並びに下水道終末処理施設を有するものを除く。〕	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	1	1
		畜産農業又はサービス業(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	90 (70)	90 (70)	100 (80)				
		旅館業	40 (30)	40 (30)	70 (50)				
		し尿処理施設を有するもの	40 (30)	40 (30)	80 (60)				
		下水道終末処理施設を有するもの	25 (20)	25 (20)	70 (50)				

- ※ 1. ()は日間平均値
2. 溶解性鉄、溶解性マンガン含有量は略
3. 既設の工場は50m³/日、新設の工場は20m³/日から県事務所に届出が必要になる
4. 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水について適用する

3. 騒音に係る環境基準及び騒音・振動に係る要請限度と規制基準

① 騒音に係る環境基準

「騒音に係る環境基準」が平成24年3月30日付(環境庁告示第54号)で改正された。これに伴い愛知県告示及び大府市告示により次表のとおり環境基準値及び当該地域が定められた。

地域の類型		A		B		C	
		一般地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	一般地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	一般地域	車線を有する道路に面する地域
基準値	昼間	55dB以下	60dB以下	55dB以下	65dB以下	60dB以下	65dB以下
	夜間	45dB以下	55dB以下	45dB以下	60dB以下	50dB以下	60dB以下
当該地域		騒音規制法第3条第1項の指定の地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域。		騒音規制法第3条第1項の指定の地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域。		騒音規制法第3条第1項の指定の地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域。	
備考		1. 本環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。 2. 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。					

(注) 基準値の欄における時間の区分については、本県の場合、昼間が「午前6時から午後10時まで」、夜間が「午後10時から午前6時まで」とそれぞれ定められている。

「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、道路に面する地域の基準にかかわらず、特例として次の基準が定められている。

昼 間	夜 間
70dB 以下	65dB 以下
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内の基準(昼間45dB以下、夜間40dB以下)によることができる。	

(注) 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道、自動車専用道路の各道路端から2車線以上の道路では15メートルの範囲、2車線を超える道路では20メートルの範囲のことをいう。

② 自動車騒音の要請限度

平成12年4月1日より施行

地域の類型		A		B		C
		1車線の車線を有する道路に面する地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	1車線の車線を有する道路に面する地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	車線を有する道路に面する地域
時間の区分	昼間	65dB以下	70dB以下	65dB以下	75dB以下	75dB以下
	夜間	55dB以下	65dB以下	55dB以下	70dB以下	70dB以下
当該地域		騒音規制法第3条第1項の指定の地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域。	騒音規制法第3条第1項の指定の地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域。	騒音規制法第3条第1項の指定の地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域。		
備考		1. 本環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。 2. 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。				

(注) 時間の区分については、本県の場合、昼間が「午前6時から午後10時まで」、夜間が「午後10時から午前6時まで」とそれぞれ定められている。

「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、道路に面する地域の基準にかかわらず、特例として次の基準が定められている。

昼 間	夜 間
75dB 以下	70dB 以下

(注) 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道、自動車専用道路の各道路端から2車線以上の道路では15メートルの範囲、2車線を超える道路では20メートルの範囲のことをいう。

③ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	I	II
基準値	70dB 以下	75dB 以下
当該地域	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居 地域、準住居地域、都市計画区 域で用途地域の定められていな い地域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域
	東海道新幹線の路線の中心線から左右両側にそれぞれ400 mまでの地域(鉄けた橋梁及び坂の坂トンネルは別の定める 地域。)ただし、東海道新幹線敷地、河川敷及び工業専用地 域を除く。	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本環境基準は午前6時から午後12時までの間の新幹線鉄道騒音に適用する。 2. Iをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であっても通常の生活を保全する必要がある地域とする。 	

④ 特定工場等の規制基準

地域の区分			時間の区分	騒音(dB)			振動(dB)	
				昼間	朝夕	夜間	昼間	夜間
騒音規制法	振動規制法	条 例	8~19	6~8 19~22	22~6	7~20	20~7	
第一種区域	第一種区域	1	45	40	40	60	55	
		第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域 及び第二種中高層住居専用地域						
第二種区域	第二種区域	2	50	45	40	65	55	
第三種区域		1	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域	65	60	50	65	60
	都市計画区域で用途地域の 定められていない地域		60	55	50			
第四種区域	第二種区域	2	70	65	60	70	65	
			工業地域	75	75	70	75	70
	工業専用地域		60	55	50	65	60	
			75	75	70	75	70	
			60	55	50	65	60	

(注) 条例においては、都市計画区域で用途地域の定められてない地域は、その他の地域に含まれる。

- 備考 (1) 騒音関係では、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域、工業地域、工業専用地域、その他の地域内、振動関係では工業地域及び工業専用地域の学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館及び幼児保連携型認定こども園等の敷地の周囲50mの範囲内の基準は、上の表から5dBを減じた値とする。
- (2) 工業地域及び工業専用地域と第一種住居専用地域、第二種住居専用地域又は住居地域に接する工業地域又は工業専用地域内の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内の基準は、上の表の値から5dBを減じた値とする。

⑤ 特定建設作業に係る規制基準

適用地域			全地域			A地域 (注2(1))		B地域 (注2(2))	
基準の内容			規制値 (注3)	作業 禁止日	作業 期間	作業 時間	1日の 作業 時間	作業 時間	1日の 作業 時間
騒音 関係	騒音 規制 法	①くい打機・くい抜機又はくい 打くい抜機を使用する作業 ②びょう打機を使用する作業 ③さく岩機を使用する作業 ④空気圧縮機を使用する作業 ⑤コンクリートプラント等を使用する作業	85dB	日曜日 その他の 休日で ないこと	連続 6日 を超 えない こと	19時 ～ 7時 の 時間 内 で ない こと	10 時間 を 超 え ない こと	22 時 ～ 6 時 の 時間 内 で ない こと	14 時間 を 超 え ない こと
		⑥バックホーを使用する作業 ⑦トラクターショベルを使用する作業 ⑧ブルドーザーを使用する作業							
	⑥建造物の解体・破壊 ⑦コンクリートミキサー等を使用する作業 ⑧コンクリートカッター等を使用する作業 ⑨ブルドーザー等を使用する作業 ⑩ロードローラー等を使用する作業								
振動 関係	振動 規制 法	①くい打機等を使用する作業 ②鋼球破壊 ③舗装版破碎機を使用する作業 ④ブレーカーを使用する作業	75dB						

- (注1) 特定建設作業の規制基準は、禁止事項ではなく、基準に適合しないことによりその特定の建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合の改善勧告・命令の発動の要件である。
- (注2(1)) A地域とは第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域、都市計画区域外の地域並びに工業地域及び工業専用地域内の学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地周囲80mの区域内の地域である。
- (注2(2)) B地域とは工業地域である。ただし、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地周囲80mの区域を除く。
- (注3) 規制値は作業現場の敷地境界の値である。

⑥ 深夜営業騒音に対する県民の生活環境の保全等に関する条例の規制

(1) 騒音の規制基準の遵守(条例第49条)

愛知県下では、午後10時から翌日の午前6時までの間、営業所の敷地境界において次に掲げる規制基準を超える騒音を発生させてはならない。

対 象 営 業	飲食店営業、喫茶店営業、ガソリンスタンド営業、液化石油ガススタンド営業、ボーリング場営業、バッティングセンター営業、ゴルフ練習場営業、テニス場営業、遊泳場営業、アイススケート場営業、カラオケボックス営業		
規 制 基 準	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	40dB	イ 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域又はその他の地域内に所在する病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、又は特別養護老人ホームの周囲50mの基準は左表の値からそれぞれ5dBを減じた値とする。 ロ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該(イの適用区域は除く。)接する境界線から50mの範囲内の基準は、左表の値からそれぞれ5dBを減じた値とする。(イの適用区域は除く。)
	近隣商業地域・商業地域及び準工業地域	50dB	
	工 業 地 域	60dB	
	工 業 専 用 地 域	70dB	
	そ の 他 の 地 域	50dB	

(2) 深夜における音響機器の使用制限(条例第50条、条例施行規則第57条)

愛知県下では、深夜における騒音の防止を図る必要がある区域において、午後11時から翌日の午前6時までの間、次に掲げるとおり音響機器を使用してはならない。

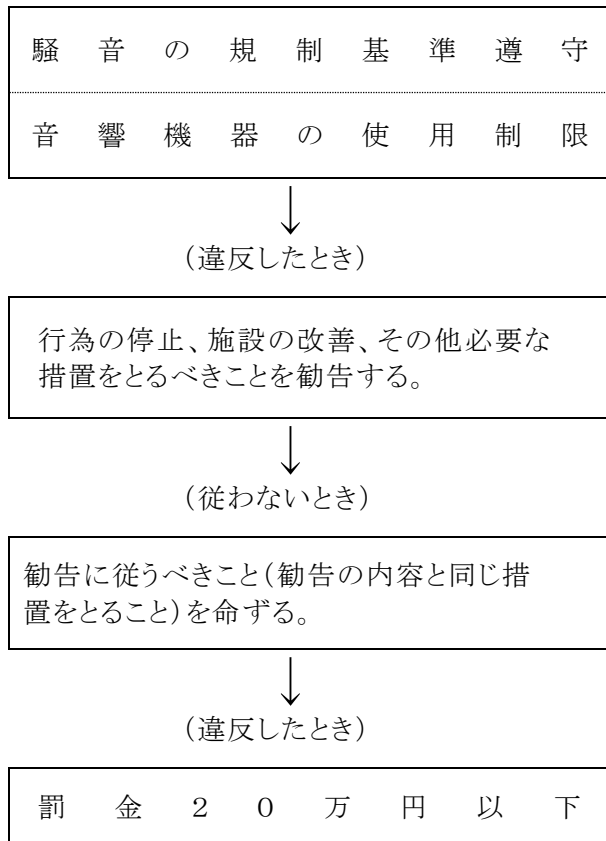
対 象 営 業	飲食店営業・喫茶店営業・カラオケボックス営業
区 域 の 区 分	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
音 響 機 器	<ul style="list-style-type: none"> ・カラオケ装置(伴奏音楽等を収録したビデオディスク、磁気テープ等を再生し、これにあわせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置を言う。) ・音響再生装置(ステレオ、ジュークボックス等) ・楽器 ・拡声装置 ・有線ラジオ放送受信装置
使用禁止時間	午後11時～翌日午前6時

なお、営業所内の音響機器から発する音が外部に漏れない場合、この制限を受けない。

(3) 利用者の義務(条例第51条)

飲食店営業等の利用者は、その利用に伴い発生する騒音により、周辺の生活環境を損なうことのないようにしなければならない。

(4) 罰則など(条例第100条第1項、第2項、第112条)



4. 悪臭の規制基準(臭気指数規制)

悪臭の規制としては、政令で指定された特定悪臭物質の濃度による「物質濃度規制」と、人の嗅覚を用いて算定させた臭気指数による「臭気指数規制」があり、大府市では平成20年4月1日から「臭気指数規制」を導入している。

「臭気指数」とは、気体又は水に係る悪臭の程度に関する値であって、人間の嗅覚でその嗅覚を感知することができなくなるまで気体又は水で希釈した場合の希釈倍数(臭気濃度)を基礎として次のとおり定められている。

$$\text{「臭気指数」} = 10 \times \text{Log(臭気濃度)}$$

1 敷地境界線の規制基準(1号規制)

敷地境界線の規制基準は、気体排出口と排水の規制基準の基礎となる基準で、敷地境界線から外側の概ね10m以内の地点の地上2m以内で採取する。

臭気指数の許容限度として次のとおり定めている。

区分	1種地域	2種地域	3種地域
規制基準	12	15	18

※ 臭気指数12の臭気とは、それを無臭の空気(又は水)で16倍に希釈すると、ほとんどの人が臭いを感じられなくなることを表す。

臭気指数15の臭気とは、それを無臭の空気(又は水)で32倍に希釈すると、ほとんどの人が臭いを感じられなくなることを表す。

臭気指数18の臭気とは、それを無臭の空気(又は水)で64倍に希釈すると、ほとんどの人が臭いを感じられなくなることを表す。

備考 大府市の場合、第1種地域は工業専用地域以外の市街化区域、第2種地域は市街化調整区域、第3種地域は工業専用地域を指す。

2 気体排出口の規制基準(2号規制)

規制基準は、悪臭防止法施行規則第6条の2で定める方法により敷地境界線の規制基準を基礎に算出される。この規制基準は、気体排出口から拡散した臭気の敷地境界外の最大着地濃度が敷地境界線の規制基準を超えないよう定められている。

臭気の大気拡散の状況を考慮して、排出口の高さが15m未満と15m以上の施設に分けて規制基準を設定している。

① 気体排出口の高さが15m未満の場合

排出ガスの流量を測定しない簡易な方法を用い算出された臭気指数の基準が設けられている。

② 気体排出口の高さが15m以上の場合

建物の影響による拡散場の乱れを考慮した大気拡散式を用い、算出された臭気排出強度(臭気濃度に排出ガス流量を乗じたもの)の基準が設けられている。

$$\text{臭気排出強度} = \text{臭気濃度} \times \text{排出ガス流量(m}^3\text{N/分)}$$

3 排出口からの排水中における規制基準(3号規制)

規制基準は、排水から拡散した臭気の水面1.5mの高さでの最大濃度が、敷地境界線の規制基準を超えないよう次のとおり定めている。

単位: 臭気指数

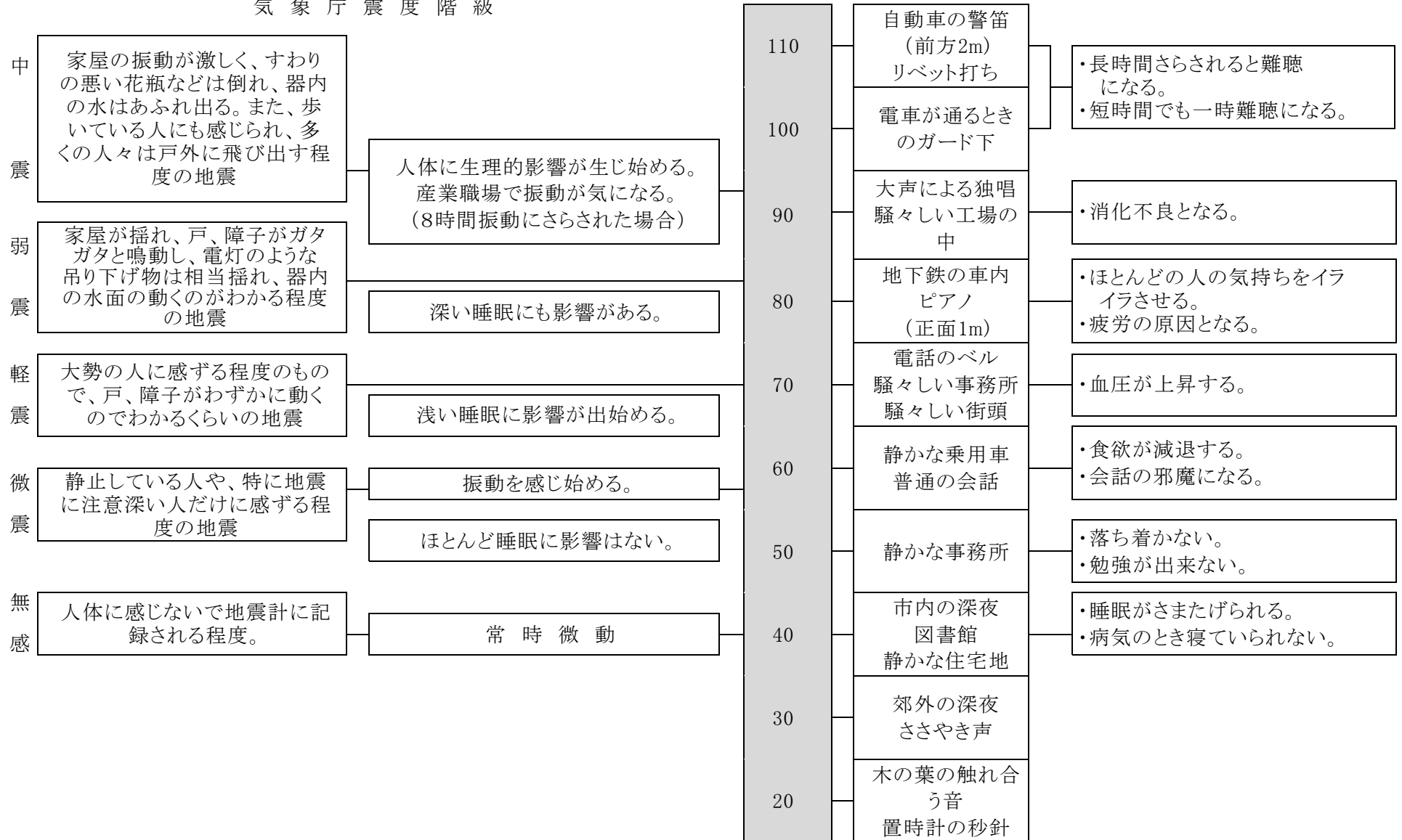
区分	1種地域	2種地域	3種地域
規制基準	28	31	34

(注) 3号基準 = 1号基準 + 16

振動(dB) 人への影響

大きさ騒音(dB) 人への影響

気象庁震度階級



用語の説明

○硫黄酸化物(SO_x)

硫黄と酸素の化合物で、石炭、石油等の硫黄分を含む燃料の燃焼により発生する。無色、刺激臭の有毒気体で、水に溶けやすく、高濃度では目の粘膜を刺激し、呼吸機能に影響を及ぼし、また金属を腐食させたり、植物を枯らせたりすると言われている。

大気汚染防止法に定める「ばい煙」の一種で、K値規制や総量規制によりその排出が規制されているほか、燃料使用基準により燃料中の硫黄分が規制されている。→光化学スモッグ

○一酸化炭素(CO)

炭素含有物が不完全燃焼したときに発生する空気より少し軽い無色無臭の有毒ガスで、体内に吸収されると血液中のヘモグロビンと結びつき、血液の酸素運搬力を弱め中枢神経を麻痺させたり、貧血症をおこしたりする。

○化学的酸素要求量(COD, Chemical Oxygen Demand)

水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に、消費される酸素の量で表される数値である。水の汚濁を表す指標の一つで、数値が高いほど汚濁が高いことを示す。→DO

○環境影響評価(環境アセスメント)

一定規模以上の事業を対象として、その事業の環境に及ぼす影響の程度を事前評価する事をいい、環境への悪影響を防止し、また制御する目的として実施される。

○環境基準

環境基本法第16条第1項で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と規定されている。この規定に基づいて政府が定める環境上の基準のことをいう。環境基準は維持されることが望ましい基準であり、行政上の目標数値である。

○公害

環境基本法第2条第3項で次のように定義されている。「公害とは、環境の保全上の支障のうち事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することも含む)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く)及び悪臭によって人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む)に係る被害が生ずることをいう。」

この7公害は通常「典型7公害」と呼ばれている。近年、大気汚染及び典型7公害以外の苦情が増加する傾向にある。

○光化学オキシダント

汚染大気中の光化学反応で生じる酸化性物質の総称である。汚染大気中のNO_x、炭化水素及び大気中の酸素から複雑な化学反応によりつくられる。人体及び農作物に有害である。

○光化学スモッグ

大気中の硫黄酸化物、窒素酸化物、炭化水素等のガス状物質が、強い日射を受けて光化学反応をおこし、共存する微細粒子を核として凝結することにより生成されたものをいう。人に対して目がチカチカする、のどが痛くなる等の影響を及ぼし、また植物の生育を阻害したり、ゴムをいためたりするといわれている。

→硫黄酸化物、光化学オキシダント、窒素酸化物

○降下ばいじん

大気中から、ばい煙、粉じんその他の汚染物質が、単独または雨水とともに降下したものである。大府市では、捕集ビンの上に漏斗を挿入した形の器具(デポジットゲージ)を用いて採取している。

○重金属

一般に比重が5以上の金属をいうが、その厳密な定義はない。水銀、カドミウム、亜鉛、銅、クロム、鉛などがあり、これらの大気、水質、土壌、食品などへの汚染を一般に重金属の多くは、生体内に蓄積されやすく、微量でも長時間吸入することによって、慢性的な影響が現れる。有機水銀による水俣病などが著名な例である。

○水素イオン濃度(pH, powers of Hydrogen)

溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、溶液の酸性、アルカリ性の度合いを示す。pH7が中性でそれより低ければ酸性、高ければアルカリ性である。水道水としての望ましいpHは、6.5～8.5までの範囲であるといわれている。

○生活排水

私たちの日常生活にともなって排出される汚水で、浄化槽や台所の他、洗濯、風呂等から排出されるものをいう。最近では、河川や海の汚濁に占める生活排水の割合が、全体の半分以上を占めていると言われている。

○生活排水クリーン推進員

大府市では、平成3年度から生活排水クリーン推進員制度を設置し、市民の生活排水についての意識を高め、生活排水の対策を行っていただくよう活動している。現在4名の生活排水クリーン推進員が、さまざまな場所での啓発活動を進めている。

○生活排水対策重点地域

平成5年1月に豊明市、みよし市、東郷町とともに愛知県下3番目の生活排水対策重点地域に指定され、3市1町を流れる境川の浄化対策を進めている。平成6年度には公共下水道未整備地域に銅製ストレーナー(または銅製三角コーナー)を配布した。

○生物化学的酸素要求量(BOD, Biochemical Oxygen Demand)

水中の有機物が微生物により分解される際に消費される酸素の量で表される数値である。水の汚濁を表す指標の一つで、数値が高いほど汚濁が高いことを示す。→DO

○ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)の総称であり、物の燃焼等の過程で非意図的に生成する。塩素原子の位置により、PCDDには75種類、PCDFには135種類の異性体が存在し、その有害性はこれらの異性体の中で最強の毒性を有する2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性を1としたときの他の異性体の相対的な毒性を毒性等価係数(TEF)で示し、これを用いてダイオキシン類としての有害性を2,3,7,8-TCDDの当量(TEQ)で表現することが通例である。

○大腸菌数

大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出され、水のふん便汚染の指標として使われる数値をいう。大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlで、値が小さいほどヒトや動物からの排泄物による汚染が少ないといえる。

○地球温暖化

対流圏(地球をとりまく大気的最下層)内の二酸化炭素、フロンガス、メタン等の気体は太陽からの日射エネルギーをほぼ完全に透過させるが、逆に、地表から放出される赤外線を途中で吸収して宇宙空間に逃げるのを妨げることから、地上気温を上昇させる「温室効果」をもたらすとされている。

二酸化炭素等の濃度は産業革命以後増加の一途を辿り、このまま増え続ければ、地球の平均気温が100年後に約2度上昇し、約50cmの海面水位が上昇すると予想されている。

これにより日本全国の砂浜の大半が消失し、高潮等の被害を受けやすい地域が拡大するだけでなく、気候の変動に伴う異常気象が頻発するなど、農漁業に重大な影響を与えることが懸念されている。

○窒素酸化物(NO_x)

窒素と酸素の結びついた化合物のことをいう。大気の大気汚染物質として問題になるのは、一酸化窒素(NO)二酸化窒素(NO₂)である。燃焼時の高温下で空気中の酸素と窒素が化合して発生する。窒素を含む有機物の燃焼によっても発生する。発生源は工場、自動車、家庭等多岐にわたっている。

二酸化窒素は赤褐色の刺激性のある気体で、高濃度では目、鼻を刺激するとともに、健康に影響を及ぼすといわれている。→光化学スモッグ

○75%水質値

年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ0.75×n番目(nは、日間平均値のデータ数)のデータ値をもって75%水質値とする。(0.75×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)

河川のBODや海域のCODについて、環境基準地点において、年間を通じて環境基準に適合していたか否かを判断する場合に、この75%水質値を使う。

○ナノグラム(ng)

1ナノグラムは10億分の1グラムである。

○ハイブリッド自動車

動力源としてエンジンとモーターを併用するもので、大気汚染物質の大気汚染物質の排出量がエンジンのみの場合よりも数割少ない。燃費は10%程度向上し、騒音も少なくなる。

○ピコグラム(pg)

1ピコグラムは1兆分の1グラムである。

○微粒子状物質(PM2.5)

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=1/1000000\text{m}=1/1000\text{mm}$)以下の小さな粒子のことで、 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子である浮遊粒子状物質(SPM)よりも小さな粒子である。PM2.5は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。

○ppm(part per million)

水の場合、約1L中の物質のmgを表し、大気の場合は 1m^3 中の 1cm^3 のガス濃度を表す単位で百万分の1を1ppmという。水溶液中の濃度では1ppmと1mg/Lはほぼ等しくなる。

体積比や重量比を表す単位で濃度や含有率を示すときに用いる。大気汚染物質濃度に関して使われるときは体積比を示す。百万分の1、例えば $1\text{m}^3(1,000,000\text{cm}^3)$ 中に 1cm^3 の物質が含まれている場合を1ppmという。

○浮遊物質(SS, Suspended Solids)

粒径2mm以下で水中に懸濁している不溶性の物質で水濁の原因となるものをいう。魚類のへい死や水生植物の光合成を妨害する等の作用がある。

○浮遊粒子状物質(SPM, Suspended Particle Matter)

大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。沈降速度が小さく、大気中に比較的長時間滞留し、気泡や肺胞に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。燃焼、製品加工、運搬等で発生する。($1\mu\text{m}=1/1000000\text{m}=1/1000\text{mm}$)

○粉じん

大気汚染防止法第2条の定義によれば、「物の粉碎、選別、その他機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質」のことを言うとして濃度は mg/m^3 で表される。

粉じんには特定粉じんと一般粉じんがあり、現在、石綿が特定粉じんに指定されている。一般粉じんは特定粉じん以外のものであり、一定規模以上の一般粉じんを発生する施設は「一般粉じん発生施設」として規制される。

○面的評価

面的評価とは、幹線を担う道路(国道・県道・4車線以上の市道)を一定区間ごとに区切った評価区間を設定し、評価区間内を代表する1地点で等価騒音レベル(LAeq)の測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から50mの範囲内にある全ての住居等について等価騒音レベル(LAeq)を推測し、環境基準を達成した戸数及び割合を把握するものである。

○溶存酸素(DO, Dissolved Oxygen)

水中に溶解している酸素量のことを言い、単位は mg/L で表す。有機物等で汚濁されている水は、水中の微生物が有機物を酸素を消費して分解するためDOの値は低くなる。溶存酸素は河川等の自浄作用によって欠かせないものである。→BOD, COD